

株式会社 あかね 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社あかね

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号サンタワーズD棟8階

（目的）

第2条 この講習の目的は、介護を通じて高齢者の人格に敬意を表し、利用者の多様なニーズに応える技術と知識を深め、ホームヘルパーとしての責任感と誇りを持つプロとしての人材を育成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社あかねホームヘルパー養成講座介護職員初任者研修課程（通信）

（年間事業計画）

第5条 平成25年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	平成25年5月13日～同年8月8日	30名
第2回	平成25年5月18日～同年7月27日	30名
第3回	平成25年9月14日～同年11月23日	10名
第4回	平成25年9月15日～同年11月24日	10名
第5回	平成26年1月11日～同年3月22日	10名
第6回	平成26年1月12日～同年3月23日	10名
計		100名

(受講対象者)

第6条 第1回及び第2回の受講対象者は次のとおりとする。

- (1) 東京都近郊在住で、通学可能な方
 - (2) 亜細亜大学又は亜細亜大学短期大学部の学生又は卒業生
- 2 第3回、第4回、第5回及び第6回の受講対象者は次のとおりとする。
- (1) 東京都近郊在住で、通学可能な方

(研修参加費用)

第7条 第1回及び第2回の研修参加費用は次のとおりとする。

内訳	金額	納付形態	納付期限
受講料	90,700円	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	6,300円	一括納入	受講開始前日まで
合計	97,000円		

ただし、亜細亜大学又は亜細亜大学短期大学部の学生又は卒業生は、受講料を13千円減額する。

2 第3回、第4回、第5回及び第6回の研修参加費用は次のとおりとする。

内訳	金額	納付形態	納付期限
受講料	88,700円	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	6,300円	一括納入	受講開始前日まで
合計	95,000円		

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

株式会社日本医療企画 「介護職員初任者研修テキスト」

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続き)

第13条 第1回及び第2回の募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 亜細亜大学生涯学習センターを通して、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
 - (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
 - (3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに研修参加費用を納入する。
 - (4) 当社は、研修参加費用の納入を確認した後、教材を郵送する。
- 2 第3回、第4回、第5回及び第6回の募集手続きは次のとおりとする。
- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、当社あてに郵送又はFAXで期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
 - (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに郵送する。
 - (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに研修参加費用を納入する。
 - (4) 当社は、研修参加費用の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信による実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行うこととする。

(A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満)

(3) 個別学習への対応方法

受講生の質問については、FAX(番号:03-5433-3494)又は電子メール(アドレス:info@akane-kaigo.co.jp)により受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。
- (3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分に評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出するものとする。

(補講)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料等については、欠席第1日目に係る科目については、無料とするが、欠席第2日目以降に係る科目については、1科目当たり3,000円を受講者の負担とする。

- 2 補講の実施は、原則として、当社において実施するが、やむを得ない場合は、他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当社で実施する場合は「科目」ごとに、他の事業者で実施する場合で「科目」の内容(実施方法を含む。)及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

(受講の取消し)

第19条 次の各号の一に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲を著しく欠き、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証書等の交付)

第20条 修了証書の交付については、第16条により修了と認定された者には、当社において東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者の管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、東京都が指定する様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第22条 東京都介護職員初任者研修実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ (URL : //www.) において開示する内容は次のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、研修担当取締役名、教育事業の概要、法人財務情報、事業所の名称、理念、学即、研修施設、設備、沿革、事業所の組織

(2) 研修事業情報

研修の概要 (対象、研修スケジュール、定員、指導者数、研修受講手続、費用、特徴)、研修課程責任者、研修カリキュラム (科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴)、通信形式の実施方法 (学習内容、時間数、教材、指導体制、指導方法、課題)、修了評価 (評価方法、評価者、再履修の基準)、実習施設 (実習協力機関の名称、住所、協力実習機関の介護保険事業の概要、実習プログラムの内容及び特色、実習の指導体制、指導内容協力実習期間における延べ人数)、講師情報 (名前、

(研修事業執行担当部署)

第23条 本研修事業は当社養成研修部養成研修係で行う。

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が

生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：養成研修部総務係受講生担当窓口 電話03-5433-1449

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

附則

第1条 この学則は平成25年4月1日から施行する。